



社会保険労務士法人・行政書士事務所

オフィス・サポートNEWS

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-3-2 佐藤ビル5F
TEL 03-6280-3925 FAX 03-6280-3926
E-mail info@officesup.com URL http://www.officesup.com

第122号 2019年4月

発行責任者 鎌田 勝典

TOPICS 平成31年度の監督署などの労働行政方針が発表

労使110番 賃金から「合意なき」控除は許されない



◆失敗しない就業規則の作成・改定のポイント
◆新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』
◆司法書士の業務つれづれ帳
◆JAZZでほっと一息
◆となりの弁護士 ほか

時言

「パワハラ・セクハラにあったときに転職する」～2019年度新入社員意識調査

毎年発表される日本能率協会による新入社員意識調査。今年は新たな傾向が生まれているようです。

- 「仕事をしていく上で不安を感じていること」という調査では、「仕事での失敗やミス」と「上司・同僚など職場の人とうまくやっていけるか」が同率でトップ（3つまで選択可の調査で43.0%）。とくに女性は上司・同僚との関係に不安を感じる人がダントツで54.0%です。
- 「定年退職と転職・独立」を聞いたところ、定年派が62.7%、転職・独立派が37.2%で、圧倒的に定年派が多くなっています。1999年の調査では独立・転職派が60.6%だったことと比較すると将来不安からくる安定志向が強まっているといえそうです。
- 一方、「転職を考えるシチュエーション」につい

て聞いたところ、キャリアアップや会社の将来性、社風の不一致などの選択肢よりも、「パワハラやセクハラにあったとき」がダントツで8割に及んでいます。

これらの傾向から、職場の人間関係やハラスメント対策など職場環境に一層目を配った対策の必要性が浮かび上がります。

4. 新たな傾向として注目されるのは「働く目的」。自分の能力を高める（49.7%）、仕事を通じてやりがいや充実感を得る（42.4%）に続いて、「社会の役に立つ」が昨年より10ポイントも上昇していること（37.5%）。「働いている会社が社会の役に立っているかどうか、どの程度重要だと思いますか」の問いに、「とても重要だと思う」が59.9%で、「やや重要だと思う」と併せると9割近くになりました。企業の社会性を基準ととらえる傾向が見受けられます。

となりの弁護士

別荘管理委託契約をめぐる訴訟 ～民法改正で神風が吹く？～

1 別荘地の管理問題をめぐる紛争

全国の別荘地の管理委託契約の解除をめぐる紛争は、どんなに管理費が高くても、提供されるサービスと管理費額との間にギャップがあっても、なかなか裁判所は解約を認めようとはしない。

私は、この十数年、この問題で全国の別荘所有者から相談を受け、いくつもの訴訟に取り組んできたが、1勝20敗の惨憺たる状況である（1勝は、南箱根ダイヤランド判決 判例タイムズ13336号169ページ）。

2 過去の判例

裁判所が、頑なに任意の解除権を排除する理由は、「受任者の利益のための準委任契約」という判例理論である。委任契約に関する民法の規定は「委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる」（第651条1項）と規定し、法律行為を含まない契約（準委任契約）にもこの規定は準用される（第656条）。

しかし、過去の判例は、「委任者のためのみならず、受任者の利益のために締結された委任契約は、やむを得ない事情がなければ解除できない」として、別荘地の管理契約は受任者の利益のためにもする準委任契約だと認定し、解除権を認めない。また、「やむを得ない事情がなくても、解除権を放棄したものと解されない事情があるときには委任契約を解除できる」と判例はいうが、別荘地の管理契約には、解除権を放棄したものと解されない事情は存在しない、として解除権を認めない。

3 自由な解除権を認める新民法651条

2020年4月1日に、改正民法が施行される。新民法第651条は次のように規定する。
1項 委任は、各当事者がいつでもその解除をすること

ができる。

2項 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があったときは、この限りではない。

一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。
二 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く）をも目的とする委任契約を解除した時。

4 立法が 別荘管理問題に終止符

これにより、2020年4月1日以降に締結される別荘地管理契約は、（もしこれが裁判例のいう準委任契約であるとするれば）いつでも理由なく任意に解除できることになる。

なお、こんなことを主張すると無責任、現場が混乱するという批判が必ず出てくる。しかし、解除を制限する判例理論は、結局何の経営努力もせずに高い管理費を徴収し、委任者の意見も聞かなければ経理情報も公開しないあぐらをかいた管理会社を延命させるお手伝いをしているという犯罪的役割をそろそろ自覚すべきである。解除権を認めてこそ初めて委任者と受任者は対等な契約関係に立てるのである。仮にそれで、現場が混乱するのであれば、それは立法又は行政的な解決、整備の問題であって司法がそれを解決しようとするからこそいびつな判決が積みかさなるのである。

今も、別荘地管理契約裁判は係属しているが、新民法施行を射程に入れたパラダイムシフトを裁判所には期待したい。

編集後記

平成のお笑い名場面集に笑えないのは

いよいよ元号が変わるということで、世は改元ムードです。
テレビをつけると連日、平成を振り返る名場面集などが放映されています。見ていると、当時は面白かったはずのギャグが面白く感じられなかったりして、つくづく笑いは「生もの」だなあと感じます。ギャグ自体は変わっていないので、時代が変わり、私の価値観が変わったのでしょう。
例えば、外国人が話すカタコトの日本語が真新しく面白く感じていた時代がありました。今では毎日のようにコンビニなどで働く外国人を見かけますし、カタコトの日本語自体珍しいものでもなくなりました。もちろんテレビ出演者とコンビニ労働者では違うと思いますが、日ごろ外国人が日本語を懸命に勉強していることが意地悪な行為に思えてしまい、笑えなくなってしまうかもしれません。他にも、例えば女性のお尻をさわって笑いをとったり、性的マイノリティの人をからかうように笑ったり、そういったことが当時はウケていたのかもしれませんが、今の私には全くウケず、むしろ引いてしまうのです。
でも、安堵しています。「平成はお笑い自由で良い時代だった」と無批判に語るような中高年にならずに済みそうです。もちろんたくさん笑った面白組があり、たくさん笑った文化が生まれてきたと思えますが、その中に少数派の人や弱い人を含めていたこともまた歴史が多少なりとも含まれていたこともまた、無視できない事実なのです。
「昭和生まれはババア」「これだから平成生まれは」といった元号による侮蔑の笑いもこの時代で終わりにして、令和に引き継ぎたくないものです。
金澤 菜穂

平成31年度の監督署などの労働行政方針が発表

～「平成31年度地方労働行政運営方針」・通達「当面の労働時間対策の具体的推進について」～

毎年4月1日厚労省が発表する「地方労働行政運営方針」の平成31年度版は、各都道府県労働局が重点課題・対応方針を決める際の基本文書となります。また、同日付で発表された都道府県労働局長宛の通達「当面の労働時間対策の具体的推進について」は、労働基準監督署など労働行政がとくに重視する労働時間対策の基本文書となります。

【労働行政運営方針の「概要」】

まず総論として発表された「概要」をみてみます。

- 平成31年度地方労働行政の重点施策
(1) 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等
・中小企業・小規模事業者等に対する支援
・長時間労働の是正を始めとする職場環境の整備
・雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
・医療従事者の働き方改革の推進
・総合的なハラスメント対策の推進
・個別労働関係紛争の解決の促進
・柔軟な働きがしやすい環境整備
・治療と仕事の両立支援
・生産性の向上等に向けた各種取組
(2) 人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化
・効果的なマッチングを推進し、人材不足分野における人材確保と雇用環境改善
・女性、障害者、高齢者、若者、生活困窮者の活躍促進、職業生活と家庭生活の両立支援、外国人材の受入れ環境の整備
・公的職業訓練の推進、労働者・企業の職業能力開発への支援
(3) 労働保険適用徴収担当部署の重点施策（以下略）
(4) 毎月勤労統計調査に係る雇用保険、労災保険等の追加給付（以下略）
(5) 東日本大震災からの復興支援（以下略）
- 地方労働行政の展開にあたり留意すべき基本的事項
・地方公共団体、労使団体等との連携（以下略）

【労働時間対策の具体的対策】

次に、通達「当面の労働時間対策の具体的推進について」に基づいて、長時間労働対策の強調点を、一部「平成31年度地方労働行政運営方針」（以下「方針」と略。）も紹介しながら見ていきます。

- 法定労働時間の遵守と時間外労働の削減

①労働時間等設定改善委員会・労働時間等設定改善企

業委員会の設置等実施体制を整備

- 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月29日）による労働時間管理の適正化
- 月60時間を超える時間外労働を行わせた場合は、5割以上の割増賃金を支払わなければならないこと（中小企業は平成35年4月1日から適用）の徹底を図る

②過重労働による健康障害防止対策

- 「各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施する」（「方針」）
- 「改正後の安衛法の内容を踏まえ…労働時間の状況の把握については管理監督者や裁量労働制の適用者も含めた全ての労働者が対象となること」「面接指導の対象要件について時間外・休日労働時間が1か月当たり…100時間を超えた者から80時間を超えた者に拡大されたこと、…（医師との）面接指導については労働者からの申出が不要とされていることなどについて、重点的に周知、指導を行う」（「方針」）
- 交代制勤務、恒常的な時間外労働等の実態が認められた場合には、予備要員の配置、非操業日を設けた3組2交替制、4組3交替制への変更、業務執行体制の見直しなどの指導を徹底する。

(2) 時間外・休日労働協定の適正化

- ①36協定の締結・届出に対する指導を徹底する
- ②届け出られた場合で、とくに（月45時間・年360時間の）限度時間を超える協定（特別条項付き協定）について、「業務の都合上必要な場合」や「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものと認められる内容を協定している場合は、適正化に必要な指導を行う
- ③協定の締結当事者である労働者の過半数代表者については、職務上の地位及び選出方法が労働基準法施行規則に基づく要件を充足していることについて確認を徹底する

(3) 年次有給休暇の取得促進

- 取得目標である70%をめざし、取得計画表の作成、取得率の目標設定の検討、計画的付与制度の積極的な活用など具体的に取り組む。

(4) 技能実習生について法令違反があると考えられる事業場への監督指導を重点的に実施する。

職場のQ&A



特定社会保険労務士 鎌田 勝典

外国人雇用の現状と留意点

最近2人の従業員が立て続けに退職し、人手不足のため業務に支障が生じています。生コン作成の補助業務に外国人の労働力を活用できないのでしょうか？

【外国人雇用の類型】

一口に外国人雇用と言ってもいくつかのパターンがあります。

第1の類型は、就労制限のない（どのような職種でも雇用できる）外国人です。この場合の在留資格は、「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」という在留資格を持った人です。

第2の類型は、「技術・人文知識・国際業務」や「研究」などの在留資格を持った外国人です。これは4年制大学などを卒業して、大学で学んだ専門知識を生かした職業に限定して就労できます。

第3の類型は、技能実習生です。但し、技能実数の目的は「国際協力の推進」にあり、「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」と法で定められています。したがって、就労できる業種は限られており（下表参照）、かつ、3年ないし5年の期間に限って技術を身に付け、その後は本国に帰ってしまいます。

第4の類型は、「留学生」「家族滞在」などの在留資格を持った外国人です。よくコンビニなどで留学生在がアルバイトしている姿を見られますが、本来留学生などは就労資格がない（働いてはいけない）資格です。しかし、入国管理局から資格外活動の許可を受けた者はその範囲内での就労が可能です。それでも留学生は週28時間以内という限定した時間しか就労できません。

【技能実習と特定技能】

2019年4月から入管法が改正施行され、新しい在留制度として「特定技能」（1号と2号がある）という資格が設けられました。これは文字通り日本の人手不足の解消を目的とした制度で、特定技能1号の場合は通算5年まで、2号になると日本

で働く期間の制限はありません。

特定技能の資格を持つためには、「相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する者」であり、「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の（日本語）能力を有する者」という水準が求められ、それらの技能と日本語力は試験によって確認されるとされています。これから試験日程等が決まってくる予定ですので、1年後2年後に本格化する予定です。また、特定技能で就労できる分野は14業種（介護、ビルクリーニング、素材形成産業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業）に限られています。

【技能実習で就労できる分野とは】

多分、技能実習生を生コン製造の補助作業で雇いたいとお考えのようですが、下表を見てのとおりそれは技能実習で就労できる分野とはなっておりません。（対象職種一覧 図参照）

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（平成30年12月28日時点 80職種144作業）

1 農業関係（2職種6作業） <table> <tr> <th>職種名</th><th>作業名</th></tr> <tr> <td>耕種関係●</td><td>施設野菜</td></tr> <tr> <td></td><td>肉用牛・野馬</td></tr> <tr> <td>畜産関係●</td><td>肉用牛・野馬</td></tr> <tr> <td></td><td>肉用牛・野馬</td></tr> </table>	職種名	作業名	耕種関係●	施設野菜		肉用牛・野馬	畜産関係●	肉用牛・野馬		肉用牛・野馬	4 食品製造関係（11職種16作業） <table> <tr> <th>職種名</th><th>作業名</th></tr> <tr> <td>食品製造関係●</td><td>出店業務</td></tr> <tr> <td></td><td>食品製造加工</td></tr> <tr> <td></td><td>肉類加工</td></tr> <tr> <td></td><td>肉類加工</td></tr> <tr> <td></td><td>肉類加工</td></tr> <tr> <td></td><td>肉類加工</td></tr> <tr> <td></td><td>肉類加工</td></tr> <tr> <td></td><td>肉類加工</td></tr> <tr> <td></td><td>肉類加工</td></tr> <tr> <td></td><td>肉類加工</td></tr> <tr> <td></td><td>肉類加工</td></tr> </table>	職種名	作業名	食品製造関係●	出店業務		食品製造加工		肉類加工		肉類加工		肉類加工		肉類加工		肉類加工		肉類加工		肉類加工		肉類加工		肉類加工	6 機械・金属関係（続き） <table> <tr> <th>職種名</th><th>作業名</th></tr> <tr> <td>金属プレス加工</td><td>金属プレス加工</td></tr> <tr> <td>機械関係●</td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> </table>	職種名	作業名	金属プレス加工	金属プレス加工	機械関係●	機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係																																												
職種名	作業名																																																																																																							
耕種関係●	施設野菜																																																																																																							
	肉用牛・野馬																																																																																																							
畜産関係●	肉用牛・野馬																																																																																																							
	肉用牛・野馬																																																																																																							
職種名	作業名																																																																																																							
食品製造関係●	出店業務																																																																																																							
	食品製造加工																																																																																																							
	肉類加工																																																																																																							
	肉類加工																																																																																																							
	肉類加工																																																																																																							
	肉類加工																																																																																																							
	肉類加工																																																																																																							
	肉類加工																																																																																																							
	肉類加工																																																																																																							
	肉類加工																																																																																																							
	肉類加工																																																																																																							
職種名	作業名																																																																																																							
金属プレス加工	金属プレス加工																																																																																																							
機械関係●	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
2 漁業関係（2職種9作業） <table> <tr> <th>職種名</th><th>作業名</th></tr> <tr> <td>漁業関係●</td><td>かつお・本釣り漁業</td></tr> <tr> <td></td><td>漁業関係</td></tr> <tr> <td></td><td>漁業関係</td></tr> <tr> <td></td><td>漁業関係</td></tr> <tr> <td></td><td>漁業関係</td></tr> <tr> <td></td><td>漁業関係</td></tr> <tr> <td></td><td>漁業関係</td></tr> <tr> <td></td><td>漁業関係</td></tr> <tr> <td></td><td>漁業関係</td></tr> </table>	職種名	作業名	漁業関係●	かつお・本釣り漁業		漁業関係		漁業関係		漁業関係		漁業関係		漁業関係		漁業関係		漁業関係		漁業関係	5 繊維・衣服関係（13職種22作業） <table> <tr> <th>職種名</th><th>作業名</th></tr> <tr> <td>繊維関係●</td><td>縫製工程</td></tr> <tr> <td></td><td>縫製工程</td></tr> <tr> <td></td><td>縫製工程</td></tr> <tr> <td></td><td>縫製工程</td></tr> <tr> <td></td><td>縫製工程</td></tr> <tr> <td></td><td>縫製工程</td></tr> <tr> <td></td><td>縫製工程</td></tr> <tr> <td></td><td>縫製工程</td></tr> <tr> <td></td><td>縫製工程</td></tr> <tr> <td></td><td>縫製工程</td></tr> <tr> <td></td><td>縫製工程</td></tr> <tr> <td></td><td>縫製工程</td></tr> </table>	職種名	作業名	繊維関係●	縫製工程		縫製工程		縫製工程		縫製工程		縫製工程		縫製工程		縫製工程		縫製工程		縫製工程		縫製工程		縫製工程		縫製工程	7 その他（14職種26作業） <table> <tr> <th>職種名</th><th>作業名</th></tr> <tr> <td>家具製作</td><td>家具製作</td></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> </table>	職種名	作業名	家具製作	家具製作	印刷関係●	印刷関係	印刷関係●	印刷関係	印刷関係●	印刷関係	印刷関係●	印刷関係	印刷関係●	印刷関係	印刷関係●	印刷関係	印刷関係●	印刷関係	印刷関係●	印刷関係	印刷関係●	印刷関係	印刷関係●	印刷関係	印刷関係●	印刷関係	印刷関係●	印刷関係																												
職種名	作業名																																																																																																							
漁業関係●	かつお・本釣り漁業																																																																																																							
	漁業関係																																																																																																							
	漁業関係																																																																																																							
	漁業関係																																																																																																							
	漁業関係																																																																																																							
	漁業関係																																																																																																							
	漁業関係																																																																																																							
	漁業関係																																																																																																							
	漁業関係																																																																																																							
職種名	作業名																																																																																																							
繊維関係●	縫製工程																																																																																																							
	縫製工程																																																																																																							
	縫製工程																																																																																																							
	縫製工程																																																																																																							
	縫製工程																																																																																																							
	縫製工程																																																																																																							
	縫製工程																																																																																																							
	縫製工程																																																																																																							
	縫製工程																																																																																																							
	縫製工程																																																																																																							
	縫製工程																																																																																																							
	縫製工程																																																																																																							
職種名	作業名																																																																																																							
家具製作	家具製作																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
3 建設関係（22職種33作業） <table> <tr> <th>職種名</th><th>作業名</th></tr> <tr> <td>土木関係●</td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> <tr> <td></td><td>土木関係</td></tr> </table>	職種名	作業名	土木関係●	土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係		土木関係	6 機械・金属関係（15職種29作業） <table> <tr> <th>職種名</th><th>作業名</th></tr> <tr> <td>機械関係●</td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> <tr> <td></td><td>機械関係</td></tr> </table>	職種名	作業名	機械関係●	機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係		機械関係	8 その他（15職種29作業） <table> <tr> <th>職種名</th><th>作業名</th></tr> <tr> <td>印刷関係●</td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> <tr> <td></td><td>印刷関係</td></tr> </table>	職種名	作業名	印刷関係●	印刷関係		印刷関係		印刷関係		印刷関係		印刷関係		印刷関係		印刷関係		印刷関係		印刷関係		印刷関係		印刷関係		印刷関係		印刷関係		印刷関係
職種名	作業名																																																																																																							
土木関係●	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
	土木関係																																																																																																							
職種名	作業名																																																																																																							
機械関係●	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
	機械関係																																																																																																							
職種名	作業名																																																																																																							
印刷関係●	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							
	印刷関係																																																																																																							

（注1）●の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門委員会」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

（注2）△の職種・作業は2号まで実習可能。



慣習

Kさんから「いとこ(従姉)の相続について相談がしたい」と連絡があった。いとこは相続権がないので、いところから相続の相談を受けることは滅多にない。ただ、Kさんの従姉(亡)Hさんは、夫も子供も居らず、両親も亡くなり、兄弟姉妹もいなかった。

Hさんは一人暮らしをしていた。亡くなった時の年齢は90歳。若い頃から定職に就かず、親の遺した財産で生活をしていた。土地を貸していて、隣地に借地人が住んでいた。Hさんは自宅で亡くなっていたが、第一発見者は地代を払いに来た借地人だった。Hさんの葬儀はいとこ達で執り行い、葬儀費用はKさんが立て替えている。そしてHさんの遺骨は現在借地人に預かってもらっているという。相続人がいないのでこのようなことになった。そして今、Kさんは①葬儀費は誰が出すのか②遺骨とお墓の管理は今後誰がするのか、という問題を抱えている。

相続人がいない場合、遺産は国庫に帰属する(日本国の財産となる)。亡くなって自動的に国の名義になる訳ではなく、相続財産管理人を家庭裁判所に決めてもらい、相続財産管理人が遺産を清算する。債務があれば返済をして、残った遺産があれば国の財産となる。なお、被相続人に特別縁故者(相続人以外で被相続人の療養看護をした者等)

司法書士事務所リーガルオフィス白金
代表司法書士 飯田 茂幸

URL:<http://shirokane-legal.com/>



があれば、特別縁故者が相続する場合もある。

葬儀費は、相続税の計算では相続債務とすることができ、法律上は特に定めがない。遺言や相続人の協議により相続債務とすることができるが、これらがいない場合は祭祀を主宰すべき者(祭祀承継者)が負担すべきという考え方があり、判例もある。祭祀承継者は一般的には喪主であろう。祭祀承継者は、被相続人(Hさん)の指定がなければ慣習により、慣習がなければ家庭裁判所に決めてもらう。また、お墓や遺骨は祭祀承継者が承継すると民法に定めがある。

Kさんは自分が祭祀承継者であるという認識はないし、葬儀費はHさんの遺産から払ってもらいたいと思っている。お墓や遺骨を管理するつもりはないので永代供養費をHさんの遺産から払おうと考えている。KさんとHさんは親交がなかったのも、その意向がおかしいとは思わないが、Kさんの意向が認められるかどうかは、主に相続財産管理人の価値観次第と思われる。民法では祭祀承継者は慣習により決まるとあるが、多様性社会の現代における慣習とはなんだろう。Kさんと価値観の合う相続財産管理人が選ばれることを祈るばかりである。



JAZZでほっと一息

アドバンスト・ソフト 小柳 忠章

Tenderly テンダリー

「優しく」とか「そっと」という動詞を修飾する副詞が曲のタイトルになっています。1946年ウォルター・グロス作曲、ジャック・ローレンス作詞のポピュラーソングです。3拍子のワルツだったのですが、ジャズ・スタンダードになって4拍子になりました。1946年にサラ・ヴォーンが録音すると47年にはヒット曲となりました。49年にウディ・ハーマン楽団、51年ローズマリー・クルーニー、53年アート・テイタム、56年ルイ・アームストロングとエラ・フィッツジェラルド、57年デューク・エリントン楽団と録音されていきます。

夕方のそよ風は木々を撫でた。優しくね
震えている木々を風が抱きしめた。優しくね
そして、あなたと私は歩きながら
息をするのも忘れてしまったわ

岸辺は海と霧にキスされた。優しくね
二人の心が出会ったことを忘れられない。息もできないくらいだった
あなたは腕を大きく広げ、私をその中に包んだ
私の唇を奪い、私の心も奪った。すごく優しくね

夕方のそよ風は木々を隠した。優しくね
震えている木々を風が抱きしめたの。優しくね
そして、あなたと私は歩きながら
息をするのも忘れてしまったわ

人間の男女の関係を風と木々に置き換える見事な擬人化。海と岸も男と女になってしまう。そっと優しくの程度をそよ風が木々を撫でる感じで表現する。岸辺に打ち寄せる波でキスシーンをイメージさせる。曲のフレーズの後ろにテンダリーが付くことで優しさが強調される。ジャック・ローレンスという作詩家恐るべしですね。

歳を取って感じることは、「動作が緩慢になる」「物事に動じなくなる」「人間関係の機微に聡さなくなる」「つまり自己中心的な生き方になるということ」Tenderlyというような感覚が解らなくなる。若いころはこんなじゃなかったのにな。愚痴しか出てこない。神経伝達物質が不足しているのかな。ゴールデン・ウィークの10連休にあまり嬉しさも感じないのだが、ゆっくりと過ごし若いころの感覚を取り戻そうと思います。4月は忙しすぎた。



賃金から「合意なき」控除は許されない



従業員の採用にあたって、会社近くに転居させる必要があったため、引越に必要な敷金・礼金等の経費を会社が負担し、その分を給与から控除したところ、労働基準監督署から「経費負担分の返済は別途契約書を締結して行うべき」との是正指導を受けたのですが…



【賃金の全額払いの原則】

労働基準法第24条は、賃金の「直接払」「通貨払」「全額払」「毎月払」「一定期日払」の5原則を定めています。ご質問の例で問題になっているのは「全額払」の原則からみて許されるのかということです。「全額払」の原則の趣旨は、「労働者の賃金は、労働者の生活を支える重要な財源で、日常必要とするものであるから、これを労働者に確実に受領させ、その生活に不安のないようにすることは、労働政策の上から極めて必要なこと」(日本勧業経済界事件・最高裁昭和36.5.31)というものです。

「全額払」の原則によって、使用者は賃金の一部控除を禁止されていますが、例外的に許容されるのは、①法令に別段の定めがある場合(税金、社会保険料等)、または②労使協定がある場合です。もちろん労使協定によって控除が許される範囲も常識的な範囲に限られています(旅行積立、共済金などです)。労働基準監督署は賃金の全額払の原則に反するとして是正指導をしているものと思います。

【調整的相殺と合意ある相殺】

一方、最高裁は、全額払の原則の適用範囲について、いくつかの重要な判断を下しています。その一つは、調整的相殺の可否です。調整的相殺とは、例えば、欠勤等の給与減額事由が発生したものの、給与支払期日に接近していたため、その月の給与は減額せずに支払い、翌月分から減額して支払うことです。最高裁は、「実質的に見れば、本来支払われる賃金は、その全額の支払いを受けた結果とな」り、労働基準法24条1項の法意とを併せ考えれば、「その行使の時期、方法、金額等からみて労働者の経済生活の安定との関係上不当と認められないものであれば、同項の禁止することではない」としています(福島県教祖事件・最高裁昭和44.12.18)。なおここでも時期が隣接していることや金額が多額ではないことなどの条件が付されていることに留意する必要があります。

もう一つの最高裁の判断は、使用者と労働者との合意がある場合の相殺が許される範囲についてです。退職の場合は退職金等での一括返済の約定で会社・銀行

から住宅資金を借り入れ、退職にあたってこれに従った手続きを依頼した事案である日新製鋼事件において、最高裁は「労働者がその自由な意思に基づき右相殺に同意した場合においては、右同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的理由が客観的に存在するときは、右同意を得てした相殺は右規定に違反するものとはいえない」としつつも、ただし「右全額払の原則の趣旨にかんがみると、右同意が労働者の自由な意思に基づくものであるとの認定判断は、厳格かつ慎重に行わねばならない」(最高裁平成2.11.26)としています。

【「労働者の自由な意思」の判断】

最高裁が「労働者の自由な意思」の認定は「厳格かつ慎重」でなければならないとしているように、形式に契約書等の書面があるからというだけで「自由な意思」といえるわけではありません。

大まかな判断基準は、①同意の経過、労働者の同意の任意性・真意性を裏付ける状況証拠、具体的には相殺に関する説明の有無や、合意相殺の意思表示に係る書面等の作成が考慮されます。②労働者側が同意相殺で受ける客観的利益も考慮されます。例えば、本来会社が負担すべき福利厚生のための費用等については、合理的理由の存在が認められないでしょう。

同契約においては、使用者と労働者との間では非対等性、圧倒的に使用者が優位であるという事情が、ことさら慎重な検討を要すると判断する背景にはあるようです。

以上からみて、ご質問の例では、給与は給与で全額支払うこと、敷金・礼金等の会社負担の経費は別途返済契約を締結して支払わせるようにした方が良いでしょう。

失敗しない就業規則の作成・改定のポイント③⑥

MORI 社会保険労務士・行政書士事務所
代表 森 慎一 (<http://office-mori.biz/>)



第36回：降職・降格

先日世田谷年金事務所長（当時）がSNS上で人種差別的な投稿を繰り返していたことが発覚し、結果的に所長職を更迭される事件が発生しました。その後、日本年金機構のウェブサイトにも元所長に対する処分が公表され、「制裁」として「停職2月」、さらに、復職時に「人事上の措置」として「降格」を行ったことが明らかになりました。

では「人事上の措置」の「降格」とはどのようなものなのでしょうか。以下では、この点について説明します。

1. 「(広義の)降格」とは

「降格」は、①役職・職位を引き下げる降格（たとえば部長から課長へと役職を引き下げる）と、②職能資格・職務等級等を引き下げる降格（たとえば職能等級を7級から6級に引下げる）に分けることができます。ここでは、説明の便宜上、前者を「降職」、後者を「(狭義の)降格」と分けて説明します。

次に降職・降格は、「人事上の措置（人事権の行使）」として行われる場合と「懲戒処分（制裁）」として行われる場合があります¹⁾。この二つは結果は同じでも性質は全く異なりますが、以下では「人事上の措置」の場合を見ていきます。

2. 「降職」は広い裁量権が認められている

初めに「降職」について考えます。

もとより、降職は管理職を誰に任せるのかという問題であり、これは会社の組織に関わる高度な経営判断を要する事項です。したがって、降職については、会社に広い裁量権が認められています。つまり、役職の引き下げがハラスメントに当たる場合など権利濫用に該当する場合を除いて、会社は人事上の措置として降職を命ずることができると考えられているわけです。

このような性質のため、降職には就業規則上の根拠すら必ず必要とはされていません²⁾。もっとも、役職手当の減額を伴うような不利益が社員に生じる場合があるため、会社の権限として明確に規定した方が、社員への説明などの場面で有用でしょう。

3. 「降格」は厳格に判断される

以上に対して、資格等級等の引き下げとしての「(狭義の)降格」は、管理職の適正な配置という組織上の問題の要素は薄れ、等級の引き下げによる基本

給の低下という労働条件の不利益変更という性格が強まります。したがって、降職とは異なり、社員の同意か、または就業規則上の明確な根拠が求められることになります。この点については、裁判例でも、同様に判示したものがあります³⁾。

降格の有効性の判断は企業ごとに導入されている人事制度もふまえて検討されます。たとえば、「職能資格制度」においては、一般的に、企業内で蓄積された技能・経験によって格付けされるという性質から、等級を降格という形で引き下げることは、本来予定されていない措置です。したがって、職能資格制度における降格は厳格に判断されると考えるべきでしょう。

そのため、降格の根拠も、可能であれば、客観的な基準（2年連続最低評価であることなど）を示すなど社員の予測可能性を高めることがトラブルの防止に繋がるものと思われます。もちろん、評価が適正に行われていることや、実際降格を行う場合に従業員への十分な説明を行うことなどの運用面も重要です。

一方、職務分析に基づいて職責の内容・重さに応じて等級に分類・序列化した「職務給制度」の場合は、職能資格制度のように降格が予定されていない制度とまでは言えません。しかし、この場合も、結局は賃金の不利益変更の問題となるため、その有効性は厳格に判断されることになります。したがって、就業規則上の根拠が必要であるとともに、上記と同様の適正な手続きをとることが大切です。

このように、(狭義の)降格については、就業規則の定めはもちろん、運用上も慎重な対応が求められます。

1) 今回は懲戒処分については詳しくは述べないが、この場合、同一の事案に対して2回以上制裁を行うことはできないという原則が適用されるため、冒頭の事例では、出勤停止に重ねて「降格」を制裁として行うことはできなかったといえる。

2) 土田道夫「労働契約法〔第2版〕」有斐閣

3) 大阪地判H12.5.8「マルマン事件」

新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』

<http://www.vcon.jp>

経営コンサルタント 野澤 周永 (株式会社Vコンサル)



* ブログとFACEBOOK始めました！HPIにリンクしてご覧ください。



第72回：成果の出るコンサルティング

【コンサルを受け入れる側にも準備が必要】

中小企業コンサルティングをプロとして始めて15年目になります。コンサルティング業のスタート当初より、「コンサルティング＝問題解決」と言い切り、多くの問題解決をしてきました。今回は、「成果の出るコンサルティング」とはどのようにして可能になるのかをご紹介したいと存じます。「コンサルティングは縁遠い・価格相場がわからない・高いお金を払ってうまくいかなかったらどうしよう・・・」といった様々なご意見や感想を持たれる経営者は多いものです。しかし、考えてみて下さい。同じ事業を同じ環境で取り組んでいる組織の中の社員は、例えまとまりよく、経営理念・経営目標に立ち向かっていたとしても、同じ価値観・同じ発想になりがちです。そこに外部の目線で「経営の最適化」を図るために外部情報や外部の価値観やスタンダードに触れ、その良い点を生かして、経営に取り込めることは、経営のパワーアップにつながるコンサルティングの成果に期待できる点です。ただし、「成果の出るコンサルティング」を受けるためにはその受入れ側に以下のような準備と取組が必要になります。

【経営を良くしたいという思い】

経営を良くしようという思いがあるか・・・もっといい会社に、もっと豊かに、もっと社会のためにといった思いがあるかという点が重要です。簡単にいえば、「変わることは面倒なこと、自分たちに負荷がかかること」なのです。だから、現状のままであることが一番楽なのです。要は、変わらない、改善しなくて困らない、豊かであり続けられることが一番楽で居心地がいいのです。しかし、外部の環境は常に変わっていくもの。変わらなくても売上や利益が決して下がらないという企業は皆無です。このままでは売上が下がる、経営が厳しい、世の中から徐々に相手にされないという危機感を持っている場合は、「改善しないと！」「もっと売上や利益を上げる戦略を実行しよう！」という気になります。ですから、危機感の有無に関わらず、もっといい会社に、もっと豊かに、もっと社会のためにといった思いをもって取り組む心の準備が必要なのです。

【課題を見つける】

二つ目は「課題を見つける」ことです。・・・現状の会社の状況を一步引いて客観的にみつめてみることです。まずは、ブレインストーミングです。目を閉じて考えてみましょう。ウチの会社は完璧か？クレーム多いな、出荷前のチェックできていないな、経費のムダが多いな、

ホウ・レン・ソウできていないな、など色々出てきます。課題が出れば、次は「どう改善すればいいんだろう・・・」と対策を考えることになります。課題の解決には、対策は不可欠ですが、一度対策を立てれば済むというほど簡単ではありません。対策すれど成果出ず、ということも多いものです。「対策が無策、されど対策」という、うまくいくまで何度でも成果がでるまで食らいつく、しつこさ・粘り・ネバーギブアップの精神が必要なのです。

【PDCAが回る仕組み】

そして、三つ目は、うまくいくまで改善を繰り返すPDCA（プラン ドゥ チェック アクション・・・計画し、実行して、結果を検証し、うまくいかない点を更に対策して、再度計画・・・）をすることです。多くの場合、このような『成果がでるまで改善を繰り返すしくみ』をコンサル先で作ります。

つまり、①課題が何か話し合う。コンサルタントが決めるわけではありません。皆の考えや思いを聞いてみます。そして何が課題か認識を共有します。次に②その課題を克服するためにはどうしたらいいか、客先と一緒に対策を考えます。もちろん、皆に問いかけるだけでなく、コンサルタントとしてのプロの意見も出します。しかし、押し付けることはありません。みなさんがその対策がいい。それならやってみよう。という対策を共に考えて次回までの到達点を決めて握ります。「忙しいなんて決して言わないで次回までにやって下さい」と言って、これを次の課題とするのです。③そして次回その対策の達成度を評価（ちゃんとやったか、成果が出たか、出そうか）します。そうして、④この流れを毎回繰り返すのです。つまり、PDCAの回る仕組みを作るわけです。

「成果の出るコンサルティング」のポイントは以上の通りです。当たり前のことばかりです。思い、課題解決への粘り、そして解決の仕組み、それだけです。成果の出るコンサルティングには前提として、コンサルタントの力量が必要です。実際経営者がその目利きができるかという問題があることも事実です。ですから、トライアルで頼んでみるのもいいでしょう。そこで相性がよく、成果をもたらしてくれることが見込まれるコンサルタントに出会い、上記のポイントができれば、成果は約束されます。「成果の出るコンサルティング」を受けて、ぜひいい会社を目指して下さい。